

契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和7年4月1日より、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いの本格運用を開始します。（電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。）

具体的な電子化による取扱いについては、保証機関（保証事業会社）に確認した上で、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

電子化の対象となる保証証書

契約の保証



契約保証証書

（引受先：保証事業会社※）

電子化対象

前払金保証

（中間前払金含む）



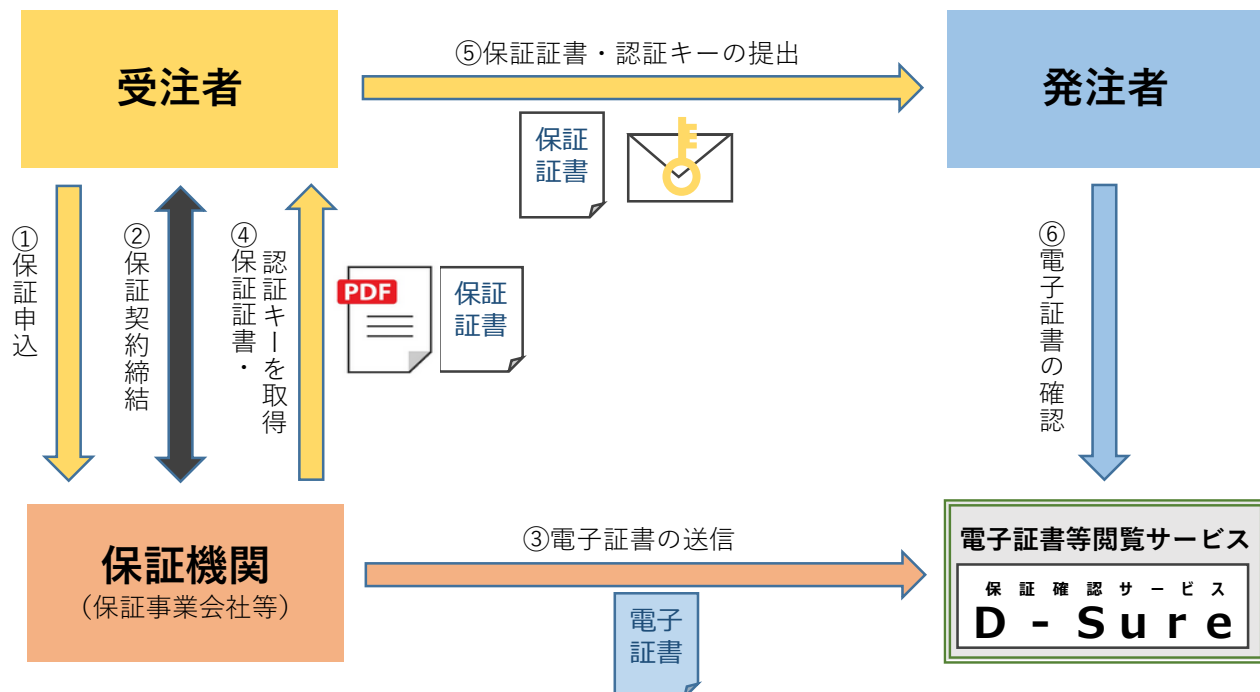
前払金保証証書

（引受先：保証事業会社※）

電子化対象

※保証事業会社とは、西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)のことです。

電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』及び『保証証書（〇〇保証）』（電子証書の内容を確認する画面）を印刷したものを発注者に提出します。

また、工事請負の当初契約の作成時においては「豊後高田市公共工事請負契約約款〔中間前払金あり〕※令和7年4月1日以降用」又は「〔中間前払金なし〕」の場合は「〔中間前払金なし〕」を使用してください。建設コンサルタント等業務委託の場合は、「豊後高田市土木設計業務等委託契約約款【建設コンサル】R7年4月1日以降用」を使用してください。